

平成29年度

世田谷区区民成年後見人養成研修 募集案内

成年後見制度は、認知症や障害などによって物事を判断する能力が十分でなく、自分一人では契約や財産の管理などをすることが難しい方（本人）について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を家庭裁判所が選び、本人を法律的に支援する制度です。

成年後見人は、親族のほか弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職が担っていますが、平成28年5月に施行された、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」において、社会貢献の意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識や技術を身に付け、地域支えあいの考え方に基づいて後見業務を行う「市民後見人」の養成と活用が望まれています。

世田谷区と世田谷区社会福祉協議会では、「世田谷区区民成年後見人（市民後見人）養成研修」を平成18年度から実施し、研修修了後に「世田谷区区民成年後見支援員」として登録された方が、後見人活動や成年後見制度の普及啓発などの活動に、安心して取り組んでいただけるよう支援しています。

平成29年3月

成年後見センター

社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会
〒155-0031 世田谷区北沢 1-40-6 2階
電話 03-5738-2871

世田谷区区民成年後見人養成研修について

1. 世田谷区区民成年後見人

「世田谷区区民成年後見人」となるには、本養成研修修了後、世田谷区社会福祉協議会（以下「協議会」という）に登録することが必要です。協議会は、登録していただいた方の中から適任と思われる方を後見人等候補者として申立人に推薦します。その後家庭裁判所から選任された場合、「区民成年後見人」として、本人（原則として世田谷区民）に必要な後見業務を行ない本人を支援します。

また、協議会は、「区民成年後見人」が適切な後見業務を行えるよう、「後見等監督人」として監督業務のほか、相談、支援を行っています。

2. 応募資格

- (1) 年齢 25 歳以上（平成 29 年 4 月 1 日現在）
- (2) 世田谷区内にお住まいの方
- (3) 福祉活動に理解と熱意があり、心身ともに健康な方
- (4) 原則としてすべての研修に参加できる方
- (5) 本研修修了後、区民成年後見人の受任や区民成年後見支援員等の活動を行える方
※後見業務の養成研修を有する団体の資格（弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、税理士、行政書士等）のある方は応募できません。
※成年被後見人等（被保佐人、被補助人）、破産者の事由に該当する方は応募できません。

3. 定員 おおむね 20 名前後

4. 説明会～選考

(1) 説明会（要予約）

- ・下記日程のいずれかにご参加ください。

申し込みは、電話かファックス（住所、氏名、年齢、電話番号、参加希望日を明記）で受け付けます。

電話とファックス番号は右頁下をご参照ください。

日程：第 1 回 平成 29 年 4 月 12 日（水）午前 11 時から 12 時ごろまで

第 2 回 平成 29 年 4 月 12 日（水）午後 3 時から 4 時ごろまで

第 3 回 平成 29 年 4 月 15 日（土）午後 2 時から 3 時ごろまで

- ・電話受付時間 9：00～17：00
- ・申込締切：平成 29 年 4 月 7 日（金）
- ・会場：世田谷区社会福祉協議会 本部（成城 6-3-10）3 階研修室

※参加された方に研修受講申込書を配布します。

(2) 選考

① 第一次選考

上記申込書と作文を提出していただき、書類選考を行ないます。

※×切：平成 29 年 5 月 8 日（月）17 時必着（持込み可）

② 第二次選考

書類選考後、面接による選考を実施します。詳細は第一次選考を通過された方に通知いたします。

日時：平成 29 年 5 月 24 日（水） 場所：成年後見センター 会議室

5. 研修

内容及び日程については、「世田谷区区民成年後見人養成研修プログラム（予定）」を参照ください。 ※研修日程は都合により変更する場合がございます。

- (1) 対象者：第二次選考により選考された方
- (2) 実施期間：平成29年6月～10月
(全55時間・延研修日数12日間 実習あり)
- (3) 研修会場：世田谷区社会福祉協議会 本部 3階研修室など
- (4) 受講料：2,000円（テキストその他資料代として）
※なお、実習にかかわる費用の実費（交通費等）は別途負担していただきます。
※研修を修了された方には修了証書を発行します。
※途中で受講を辞退される方についても返金はできませんのでご了承ください。

6. 「区民成年後見支援員」の登録

区民成年後見支援員登録時面接を行います。

養成研修修了後、面接および研修の習熟度、受講期間中の態度等によって「区民成年後見支援員」への登録の可否を決定します。

日時：平成29年10月25日（水）／場所：成年後見センター 会議室（予定）

7. 「区民成年後見支援員」の活動

(1) 「区民成年後見人」の活動

成年後見センターに相談のあった事案の中で、「区民成年後見人」が適任と思われる事案（*）について、「区民成年後見支援員」を成年後見人候補者として、申立人が家庭裁判所に推薦します。なお、後見人候補者となる際には、ご自身の資産及び負債状況等を家庭裁判所に提出することになります。審判確定後、定期的に活動報告書を協議会に提出していただき、協議会（後見等監督人）の監督のもと、指導・助言を受け、関係機関との調整や金融機関の手続等（これらは平日の活動となります）適切な活動を行っていただきます。

*施設に入所中、親族等とのトラブルがない、財産が1000万円以下などの要件があります。

(2) 法人後見支援員活動、専門職成年後見人等のサポート活動

世田谷区社会福祉協議会が法人として成年後見人に就任している事案で、法人による後見活動の補助的な活動として、平日に公的機関や金融機関での諸手続、本人の状況確認や生活費を届けるための訪問、小口現金の管理等、報告書等の作成などを行っていただきます。社協と雇用契約を結んだ後、活動していただきます。

また、専門職成年後見人からの依頼に基づいて、専門職成年後見人の指導監督のもと、専門職成年後見人が行なう身上監護や財産管理などの後見業務をサポートします。たとえば、本人を訪問し、生活状況の確認や生活費を届けるといった活動をお願いしています。

(3) 成年後見制度の普及啓発活動

「成年後見制度申立手続き説明会」での説明員や、地域、各種団体、グループの研修等で成年後見制度について説明する講師などをお願いしています。

(4) その他

センターが行う継続研修、交流会（いずれも平日開催）の参加など。

活動場所は、世田谷区内の本人宅及び区外施設など。

申込及び問合せ先

住所：〒155-0031 世田谷北沢1-40-6 2階

名称：社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会 権利擁護支援課 成年後見センター

TEL：5738-2871 Fax：5738-2874